

水門等操作管理に係る保険仕様書

1. 業務名

令和8年度 水門等操作管理に係る傷害及び賠償責任保険（その2）

2. 目的

国及び県、市が所管する水門等226樋門について、施設の年間点検業務及び洪水時の操作を大分市消防団等に業務委託している。主な作業場所が堤防や河川敷きであることや台風等の暴風雨の中で活動するため、天災危険担保特約を付帯した傷害保険及び賠償責任保険に加入することにより、消防団員等が安心して業務に従事できるよう環境の整備を図る。

3. 契約者

大分市長 足立 信也

4. 保険期間 令和8年5月1日 から 令和9年4月1日 まで

5. 補償内容

(1) 傷害保険

①概要

水門等の点検作業や施設の操作及び水門等までの途上においての事故によりケガをした場合及び、当該ケガが原因で死亡した場合に補償

②補償内容

補償区分	保険金額	補償内容
死亡保険	1,500万円	事故の日からその日を含めて180日以内に、傷害がもとで死亡した場合
後遺障害保険	程度に応じて死亡保険金の3~100%	事故の日からその日を含めて180日以内に、後遺障害が生じた場合
入院保険 (一日あたり)	6,000円	傷害がもとで医師の指示に基づき入院した場合 事故の日からその日を含めて180日を限度とする
通院保険 (一日あたり)	3,000円	傷害がもとで医師の指示に基づき通院した場合(90日を限度) 事故の日からその日を含めて180日以内の通院とする

③その他

- ・ 傷害保険の対象となる水門は、国・県・市が所管する226施設
- ・ 天災危険担保特約を付帯
- ・ 合理的な経路での往復途上における事故も対象とする

(2) 賠償責任保険

①概要

水門等の点検作業が終了後に作業の欠陥により発生した偶然の事故や、点検及び操作のために水門等までの途上において、第三者の身体・生命を害したり又は財物を損壊又は汚損したことによって負担しなければならない賠償金等を補償。

②補償内容

補償区分	保険金額	補償内容
賠償責任保険	1 事故につき 1 億 5 千万円限度	自己負担額なし

③その他

賠償責任保険の対象となる水門は、県・市が所管する 1 2 1 施設

6. 保険の対象者等について (詳細は別紙添付資料を参照)

①対象者

大分市と水門等操作管理委託契約を締結する大分市消防団(28分団)と民間事業者(1社)から、水門等操作員として選任された者(1つの水門等につき操作員1名と代理人3名及び当該消防団の幹部)。

②業務内容

ア. 水門等の点検

施設の形式ごとに定められた作業時間数により、年間 17 回実施する。

イ. 障害物除去など

水門等周辺の除草や水路内の浚渫など。年度・施設により作業時間数等が異なる。

ウ. 災害時の水門等操作

災害発生の有無など年度により実績時間数等が異なる。

7. 保険料の支払

保険料は確定保険料とし、令和 8 年 5 月 2 日から 5 月末日迄の間に全額払する。

支払方法は、口座振込または市役所会計課での窓口払いとする。

8. 添付資料

- ・水門操作管理業務委託仕様書(業務委託契約)
- ・水門等操作要領(業務委託契約)
- ・R8 水門等操作管理委託契約の対象となる水門(一覧表)
- ・水門等操作管理委託状況(R4~R7)

大分市土木建築部河川・みなと振興課

庶務みなと振興担当班 末松

電話(097)537-5632

FAX(097)532-7545

✉ kasen@city.oita.oita.jp

〇〇水門 操作管理業務委託 仕様書

河川・みなと振興課

1. 一般的事項

- (1) 本委託は、契約書及びこの仕様書により施行するものとする。
- (2) 水門等の維持、修繕に要する費用は河川管理者の負担とする。
- (3) 水門等の操作に必要な油料等は、河川管理者が無償で支給する。
- (4) 操作を行うにあたり指示のない事項及び不明な点については、すべて担当者の指示を受けて行うこと。

2. 実施事項

(1) 操作員等の選任

- 1 水門等の操作を適確に行うため、水門等の操作員及び操作代理人を定め（以下「操作員等」という。）様式1及び様式2により河川・みなと振興課へ提出する。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の操作員等が業務の履行上著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとることを求めることができる。

(2) 水門等の操作業務

- 1 水門等の操作にあたっては、別紙「操作要領」に従って実施する。
- 2 洪水時の警戒態勢は、操作要領によるもののほか、河川・みなと振興課又は河川管理者から受託者へ指示があったときは同様の態勢をとるものとする。
- 3 洪水時に水門等を操作したときは、当該洪水終了後、速やかに様式3により河川・みなと振興課へ報告するものとする。

(3) 水門等の点検整備業務

- 1 操作要領に基づき点検整備を行う。また、点検整備を行ったときは、様式4-3、様式5及び様式6により、速やかに河川・みなと振興課へ報告を行う。

①点検整備の規定回数

出水期 (6月～10月)	非出水期 (4・5月、11月～3月)	年間
月2回	月1回	17回

②障害物除去の規定回数

4月～3月
必要に応じて実施

③場内外整理の規定回数

4月～3月
必要に応じて実施

(4) 安全対策その他

- 1 洪水時等の操作にあたっては、操作員等の安全を最優先に業務を行うこととし、水門等からの退避を判断する場合は、操作員等が安全な場所への退避に要する時間等も考慮すること。
- 2 操作員等は、河川管理者が行う講習会等に積極的に参加すること。
- 3 点検整備及び操作に必要な材料費、事務用品等について、受託者が直接物品を購入するときは、様式7-1により河川・みなと振興課から承認を得たうえで購入し、購入後は様式7-2により河川・みなと振興課へ速やかに報告すること。

(5) 契約変更事項

以下の経費については変更契約の対象とする。

①管理経費

(障害物除去費) = (基本額) × (作業時間)

(場内外整理費) = (基本額) × (作業時間)

②操作経費 (洪水時の警戒出動、操作等)

(操作経費：操作員) = (基本額) × (所要時間)

ただし、排水機場 (施設区分 A0~A2) については、次の操作経費を加算できるものとする。

(操作経費：操作代理人) = (基本額) × (所要時間)

- a 所要時間は、操作員等が連絡を受け、操作を行うため待機を始めたときから、当該待機を解除したときまでの間の時間とする。
- b 操作経費は、操作その他所定の職務に従事した時間に基本額 (当該時間の全部又は一部が 22 時から 5 時までの間であるときは、その時間について基本額の 1.25 倍の額) を乗じた額とする。
- c 警戒出動等により待機のみを行った場合は、基本額を 3 分の 1 とする。

③講習経費

河川管理者が行う講習会等を受講した操作員等の人件費。

(講習経費) = (基本額) × (所要時間) × (受講した操作員等の人数)

④諸材料費 (点検整備等操作に要する材料費)

受託者が河川・みなと振興課の了解を得て直接購入し、様式7-2により報告した費用。

⑤雑費 (事務用品等の消耗品費)

受託者が河川・みなと振興課の了解を得て直接購入し、様式7-2により報告した費用。

水門等操作要領

(趣旨)

第1条 水門等の操作については、この操作要領の定めるところによるものとする。

(はん濫危険水位以下の洪水、高潮時の操作の方法)

第2条 洪水時における水門等の操作は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 川裏側の排水路への逆流が始まるまでの間は、水門等のゲートを全開しておくこと。
 - (2) 川裏側の排水路への逆流が始まったときは、水門等のゲートを全閉すること。
 - (3) 水門等のゲートを全閉している場合において、川裏側の水位（以下「内水位」という。）が外水位よりも高くなったときは、これを全開すること。
- 2 前項においては、外水位及び内水位に急激な変動を生じないようにすること。
(以下、水門の下流側の水位と水門の上流側の水位の差がほとんどない状態で水位が上昇し逆流の確認が必要な場合)
- 3 水門の上下流側の水位差がほとんどなく、水位が上昇している状態の場合は、川裏側の排水路への逆流を確認するために水門等のゲートを全閉すること。

(はん濫危険水位を上回る洪水、高潮時の操作の方法)

第3条 前条の操作を行っている場合において、水位観測所の水位がはん濫危険水位を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、水門等の操作を安全に行えないと判断される場合には、大分市長に避難の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 前項において退避する際は、水門等のゲートを全閉すること。

(津波のおそれがある時の操作の方法)

第4条 操作員等は、気象庁が、大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報または警報（大津波警報含む）を公表したときは、注意報等が解除されるまで、水門等の操作その他の周辺での作業を行わないものとする。

- 2 ただし、操作や点検・整備等のため水門等で操作員等が作業を行っている場合に津波注意報等を入手したときは、水門等のゲートを全閉し、速やかに退避するものとする。
- 3 操作員等は、前項により退避したときは、大分市長に報告するものとする。

(平時における操作の方法)

第5条 平時においては、水門等のゲートを全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前4条の規定する方法以外の方法により水門等を操作することができる。

(操作に関する記録)

第7条 水門等を操作したときは、次に掲げる事項について記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した水門等の名称及び開度
- (4) 第8条に該当するときは、操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項

(警戒体制)

第8条 次の各号の一に該当し、洪水等発生のおそれがある場合は、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- (1) 大分地方気象台により、大分市に大雨警報または洪水警報、高潮警報が発令されたとき。
- (2) その他洪水、高潮が発生のおそれがあるとき。
- (3) 大分県瀬戸内海沿岸に、津波注意報又は津波警報が発表されたとき。

(警戒体制における措置)

第9条 洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門等を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 水門等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。ただし、津波注意報等が発表されている場合には水門等での作業は行わないこと。
- (3) 洪水時において水門等を適切に操作できる体制をととのえること。ただし、津波注意報等が発表されている場合には作業は行わないこと。
- (4) 水門等を操作に必要な気象及び水象の観測、大分市河川・みなと振興課との連絡並びに情報収集を密にすること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 洪水、高潮、津波が終わったとき、又は洪水、高潮、津波に至ることがなく、その発生のおそれなくなったときは、警戒体制を解除する。

(点検及び整備)

第11条 水門等を常に良好な状態に保つために、出水期(6月～10月)においては毎月2回、その他の時期においては毎月1回点検及び整備を行うものとする。

(記録の保存)

第12条 水門等の操作に関する記録は、2年間保存するものとする。

国土交通省所管水門等 (105)

大分県所管水門等 (47)

大分市所管水門等 (70)+ (4)

担当分団等	種門・種管名	定期点検 作業時間 (時)	傷害保険 加入	賠償責任 保険加入	
1	金池	坊小路種管	2	○	×
2		古園府第2種管	2	○	×
3		古園府種管	2	○	×
4	南大分	奥田第1種管(新)	4	○	×
5		奥田第1種管(旧)	2	○	×
6		広瀬種門	5	○	×
7		花園種門	5	○	×
8	民間事業者	尼ヶ瀬排水機場	7	○	×
9		羽田種管	5	○	×
10		下郡種管	2	○	×
11	滝尾	高瀬排水種管	2	○	×
12		津守種管	5	○	×
13		裏川種門	5	○	×
14	東大分	今津留種管	2	○	×
15		津留種管	5	○	×
16		園分第1種管	2	○	×
17		園分第2種管	2	○	×
18		買束種管	2	○	×
19		買束第2種管	4	○	×
20		中島種管	2	○	×
21		中島第2種管	4	○	×
22		中島排水種管	4	○	×
23		園分種管	4	○	×
24	賀来	東院種管	4	○	×
25		宮苑第1種管	2	○	×
26		宮苑第2種管	2	○	×
27		宮苑第3種管	2	○	×
28		宮苑第4種管	2	○	×
29		宮苑第5種管	2	○	×
30		宮苑第6種管	2	○	×
31		宮苑第7種管	2	○	×
32		東院第2種管	2	○	×
33		宗方種管	4	○	×
34		下宗方種管	4	○	×
35		口戸種管	2	○	×
36		下宗方第2種管	4	○	×
37		八幡田排水種管	2	○	×
38		桑本種管	2	○	×
39		桑本第2種管	4	○	×
40		桑本第3種管	4	○	×
41		桑本第4種管	4	○	×
42		内種田種管	4	○	×
43		栗野種管	4	○	×
44		赤川種門	5	○	×
45		木ノ上第3種管	2	○	×
46		木ノ上第2種管	2	○	×
47		田島種管	4	○	×
48		木ノ上第1種管	4	○	×
49		太郎丸種管	5	○	×
50	種田西部	廻野種管	2	○	×
51		小野種管	5	○	×
52		下横瀬種門	5	○	×
53		光吉種管	2	○	×
54		田尻種管	4	○	×
55	東種田	高瀬種管	4	○	×
56		高瀬第2種管	2	○	×
57		市上流種門	5	○	×
58		市下流種門	5	○	×
59	野津原東部	廻種管	4	○	×
60		三ツ川第1種管	2	○	×
61		三ツ川第2種管	4	○	×
62		三ツ川第3種管	4	○	×
63		原種管	4	○	×
64		乙津第1種管	5	○	×
65		乙津第3種管	2	○	×
66		當園第2種管	4	○	×
67	鶴崎	国宗種管	2	○	×
68		小中島種管	4	○	×
69		海原第1種管	2	○	×
70		海原第2種管	4	○	×
71	松岡	北瀬川排水機場	7	○	×
72		谷川種管	4	○	×
73		大津留種管	2	○	×
74	明治	横尾第1種管	2	○	×
75		横尾第2種管	5	○	×
76		當園第1種管	5	○	×
77	高田	高田第2種管	4	○	×
78		高田種管	4	○	×
79		鶴瀬種管	4	○	×
80		大谷種門	6	○	×
81	川添	宮谷種門	5	○	×
82		宮河内排水種管	2	○	×
83		森第1種管	4	○	×
84		森第2種管	4	○	×
85	別保	乙津第2種管	4	○	×
86		皆春第1種管	2	○	×
87		皆春第2種管	4	○	×
88		西土代種門	4	○	×
89	大在西	丸の口種管	2	○	×
90		古川水門	5	○	×
91		大内水門	5	○	×
92		下戸次排水種管	2	○	×
93	戸次	川床種管	4	○	×
94		利光第1種管	2	○	×
95		利光第2種管	2	○	×
96		利光第3種管	2	○	×
97		新川種門	5	○	×
98		立小野第1種管	4	○	×
99	判田	光永第2種管	2	○	×
100		光永第3種管	4	○	×
101		光永第4種管	2	○	×
102		辰口排水種管	4	○	×
103		竹中種門	4	○	×
104	竹中	竹中排水機場	7	○	×
105		中竹中陸開	2	○	×

担当分団等	種門・種管名	定期点検 作業時間 (時)	傷害保険 加入	賠償責任 保険加入	
1	中島	住吉川第1種管	4	○	○
2		住吉川第2種管	4	○	○
3		住吉川第4種管	4	○	○
4		住吉川第5種管	4	○	○
5		住吉川第6種管	4	○	○
6		住吉川第7種管	4	○	○
7		住吉川第8種管	4	○	○
8	春日	住吉川第9種管	4	○	○
9		住吉川第10種管	4	○	○
10		住吉川第11種管	4	○	○
11	大庭	住吉川第12種管	4	○	○
12	南大分	尼ヶ瀬川第1陸開	2	○	○
13	滝尾	羽田(片島地区)種管	4	○	○
14		津守排水種管	4	○	○
15		津留排水種管	2	○	○
16		津留第3種門	2	○	○
17	東大分	津留第4種門	4	○	○
18		若田第2種門	4	○	○
19		今津留西新地種門	4	○	○
20		原川左岸第1種管	2	○	○
21	日岡	原川左岸第3種管	2	○	○
22		原川左岸第5種管	2	○	○
23		原川右岸第1種管	2	○	○
24		原川右岸第2種管	2	○	○
25		原川右岸第3種管	2	○	○
26	桃園	原川右岸第4種管	2	○	○
27		原川三ツ川第3種管	2	○	○
28		原川三ツ川第4種管	4	○	○
29		原川支線寺崎第1種管	2	○	○
30		原川支線寺崎第3種管	4	○	○
31		宮谷川第2種管	4	○	○
32	川添	大谷川L0号排水種管	2	○	○
33		大谷川L1号排水種管	2	○	○
34		大谷川遊水地流入種管	2	○	○
35	小佐井	落合種門	4	○	○
36	坂ノ市	金邊川右岸第4排水種管	4	○	○
37		小高井陸開	2	○	○
38	戸次	上利光川種管	2	○	○
39		池田川種管	2	○	○
40		大野川左岸第1種管	4	○	○
41	竹中	河原内川右岸第2種管	4	○	○
42		河原内川右岸第1種管	4	○	○
43		河原内川陸開	2	○	○
44		河原内川左岸第3種管	2	○	○
45	賀来	餅田川1号排水種管	4	○	○
46		餅田川分流排水種管	4	○	○
47	野津原東部	七瀬川第1種管	4	○	○

148

担当分団等	種門・種管名	定期点検 作業時間 (時)	傷害保険 加入	賠償責任 保険加入	
1	金池	長浜種管	4	○	○
2		元町排水種管	4	○	○
3		上野都市下水路元町分水	4	○	○
4	中島	中島第1水門	4	○	○
5		中島第2水門	4	○	○
6		新川種管	4	○	○
7		古園府第3種管	4	○	○
8		明橋種管	4	○	○
9	南大分	畑中排水種管	4	○	○
10		荏原小学校排水種管	2	○	○
11		羽屋都市下水路掛橋	4	○	○
12		畑中南種管	4	○	○
13	滝尾	下郡第2種管	4	○	○
14		曲種管	4	○	○
15	東大分	萩原第3種門	6	○	○
16		原川左岸第4種管	4	○	○
17		原川2号水路分水門	4	○	○
18		原川3号水路分水門	4	○	○
19		原川6号水路第2分水門	4	○	○
20	日岡	原川6号水路第3分水門	4	○	○
21		原川13号水路種管	4	○	○
22		萩原第1種門	5	○	○
23		萩原第2種門	6	○	○
24		原川1号水路第1種門	5	○	○
25	桃園	原川三ツ川第1種管	4	○	○
26		原川三ツ川第2種管	4	○	○
27		原川支線寺崎第2種管	4	○	○
28		原川本線寺崎第1種管	4	○	○
29		原川本線寺崎種管	4	○	○
30		原川5・6号水路分水門	5	○	○
31	鶴崎	鶴崎第1種管	4	○	○
32		鶴崎第2種管	4	○	○
33		鶴崎第3種管	4	○	○
34		家島排水種管	4	○	○
35	三佐	三佐都市下水路種管	4	○	○
36	松岡	馬渡種管	4	○	○
37	明治	横尾第3種管	2	○	○
38		中尾川調整池種管	4	○	○
39	高田	鶴瀬排水種管	4	○	○
40	大在西	江川第2左岸第1排水種管	2	○	○
41		江川第2左岸第2排水種管	2	○	○
42		江川第2右岸第3排水種管	2	○	○
43		江川第1左岸第1排水種管	4	○	○
44		江川第1左岸第2排水種管	4	○	○
45	大在東	江川第1左岸第3排水種管	2	○	○
46		江川第1右岸第4排水種管	4	○	○
47		江川第1右岸第5排水種管	4	○	○
48		江川第1右岸第6排水種管	2	○	○
49		丹生排水種管	4	○	○
50		小佐井種管	4	○	○
51	小佐井	下河原水幹線種管	4	○	○
52		丹生川左岸第1排水種管	4	○	○
53		丹生川左岸第2排水種管	4	○	○
54		丹生川左岸第3排水種管	4	○	○
55		二反田種管	4	○	○
56		川田種管	2	○	○
57		志生場2号種管	4	○	○
58		久原第2雨水幹線種管	4	○	○
59	坂ノ市	丹生川右岸第4排水種管	4	○	○
60		金邊川右岸第1排水種管	4	○	○
61		金邊川左岸第2排水種管	4	○	○
62		金邊川左岸第3排水種管	4	○	○
63		立小野第2種管	5	○	○
64	判田	立小野第5種管	4	○	○
65		立小野第6種管	4	○	○
66		高江川種管	4	○	○
67	賀来	小畑排水種門	4	○	○
68	種田東部	市種管	4	○	○
69		光吉排水種管	4	○	○
70	東種田	寒田排水種管	4	○	○

272

担当分団等	種門・種管名	定期点検 所要時間 (時)	傷害保険 加入	賠償責任 保険加入	
71	別保	鴨園川排水機場	7	○	○
72	川添	迫排水機場	7	○	○
73	東種田	宮崎排水機場	7	○	○
74		下田尻排水機場	7	○	○

28

水門等操作管理委託状況（R4～R7）

(1) 水門等施設数

所管 年度	国	県	市	合計
R4	105	42	75	222
R5	105	42	75	222
R6	105	42	74	221
R7	105	47	74	226
R8予定	105	47	74	226

(2) 事故件数及び支払保険金額

内容 年度	事故件数	保険金額	内容
R4	なし	-	-
R5	なし	-	-
R6	なし	-	-
R7	なし	-	-

(3) 年間作業実績（R4～R7）

①水門等の定期点検（R7）

水門等		操作員+代理人		年間点検回数		年間点検時間数	
施設形式	基	人/基	対象者	回/年	形式ごとの延べ回数	時間/回	延べ時間数
A0	2	4	8	16	32	7	224
A1	5		20	16	80	7	560
A2	3		12	17	51	6	306
B	23		92	17	391	5	1,955
C	131		524	17	2,227	4	8,908
D	62		248	17	1,054	2	2,108
		団幹部等	28				
計	226		932		3,835		14,061

②水門周辺の除草及び水路内の障害物除去等

	延べ人数	延べ時間数	延べ水門数
R4	2,071	1,848	313
R5	2,098	1,993	311
R6	1,769	1,589	256
R7	2,580	2,322	367

③災害時の水門等操作

	延べ人数	延べ時間数	延べ水門数
R4	229	1,767	122
R5	31	122	17
R6	299	1,132	105
R7	9	83	9